第１０４号議案

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

町田市子ども発達センター条例（平成１５年１２月町田市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（事業） 第３条　センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）～（５）略 （６）プールの利用に関すること。 （７）略 （利用対象者） 第５条　略 （指定管理者による管理） 第６条　センターの管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （指定管理者が行う業務） 第７条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）第３条各号（第６号を除く。）に掲げる事業の実施に関すること。 （２）前号の事業の利用の承認等に関すること。 （３）センターの施設及び設備の維持及び管理に関すること。 （４）前３号に掲げるもののほか、市長が指定する業務 （指定管理者の指定等） 第８条　市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き公募するものとする。	（事業） 第３条　センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）～（５）略 （６）プールその他の施設の利用に関すること。 （７）略 （職員） 第５条　センターに、所長その他必要な職員を置く。 （利用対象者） 第６条　略

２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（１）これまでの実績から施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。

（２）前条に規定する業務を効率的かつ効果的に行うことができること。

（３）前条に規定する業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

（指定管理者の指定の取消し等）

第９条　市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。

（２）管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

（３）前条第３項に規定する基準を満たさなくなったとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

（開館時間）

第１０条　センターの開館時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。ただし、指定管理者が開館時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

（休館日）

第１１条　センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。	
（１）日曜日及び土曜日	
（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日	
（３）１月２日及び同月３日並びに１２月２９日から同月３１日まで	
２　前項の規定にかかわらず、市長等は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。	
（利用の手続等）	（利用の手続等）
第１２条　センターの事業を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、法第２１条の６に規定する措置を受けた場合については、この限りでない。	第７条　センターの事業を利用しようとする者は、町田市規則（以下「規則」という。）の定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、法第２１条の６に規定する措置を受けた場合については、この限りでない。
（１）第３条各号（第６号を除く。）に掲げる事業　指定管理者	
（２）第３条第６号に掲げる事業　市長	
２　市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。	２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。
（１）第３条第１号に掲げる事業の利用の申請があった場合において、当該事業を利用する者の数が定員に達しているとき。	（１）第３条第１号に掲げる事業の利用の申請があった場合において、当該事業を利用する者の数が規則に定める定員に達しているとき。
（２）～（５）略	（２）～（５）略
（６）前各号に掲げるもののほか、市長等が不適当と認めるとき。	（６）前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。
（利用の承認の取消し等）	
第１３条　市長等は、前条第１項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。	

（１）この条例又はこの条例に基づく町田市規則（以下「規則」という。）に違反したとき。 （２）利用の目的又は市長等の指示に違反したとき。 （３）災害その他の事故によりセンターの利用ができなくなったとき。 （４）前３号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めたとき。 ２　前項の規定により利用者が、利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは利用を停止されたことにより生じた利用者の損害については、市長等はその責を負わない。	
（利用料金等）	（使用料等）
第１４条　第３条第１号から第４号までに掲げる事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を利用料金として指定管理者に支払わなければならない。 （１）～（３）略 ２　市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。 ３　指定管理者は、第３条第１号又は第２号に掲げる事業に係る利用料金のほか、法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用のうち当該事業の利用者に負担させることが適当と認める費用について、当該事業の利用者から徴収することができる。 ４　第３条第５号から第７号までに掲げる事業に係る利用料金又は使用料は、無料とする。	第８条　第３条第１号から第４号までに掲げる事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を使用料として市長に支払わなければならない。 （１）～（３）略 ２　市長は、第３条第１号又は第２号に掲げる事業に係る使用料のほか、法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用のうち当該事業の利用者に負担させることが適当と認める費用について、当該事業の利用者から徴収することができる。 ３　第３条第５号から第７号までに掲げる事業に係る使用料は、無料とする。
	（利用の承認の取消し等） 第９条　市長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、第７条第１項の規定による利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。 （１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２）利用の目的又は市長の指示に違反したとき。

	（３）災害その他の事故によりセンターの利用ができなくなったとき。 （４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。 ２　前項の規定により利用者が、利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは利用を停止されたことにより生じた利用者の損害については、市長はその責を負わない。
（損害賠償） 第１５条　略	（損害賠償） 第１０条　略
（市長による管理） 第１６条　第６条の規定にかかわらず、次に掲げる期間におけるセンターの管理（指定管理者による管理業務の一部を停止する場合にあっては、当該管理業務の一部に限る。）は、市長が行う。 （１）指定管理者の指定の期間が満了し、又は第９条の規定により指定を取り消した場合において、その期間の満了の日又は取消しの日から新たに指定管理者を指定する日までの期間 （２）第９条の規定により指定管理者に管理業務の全部又は一部の停止を命じた期間 （３）前２号に掲げるもののほか、指定管理者の指定又は指定管理者による管理が困難である特別の事情がある場合において、市長が必要と認める期間 ２　前項の場合における第１２条第１項の規定の適用については、同項第１号中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。 ３　第１項の場合において、市長は、第１４条第１項に定める額の使用料及び同条第３項に規定する費用を利用者から徴収するものとする。	
（委任） 第１７条　略	（委任） 第１１条　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和１１年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　町田市子ども発達センターの管理業務を行わせる者を選定する手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の町田市子ども発達センター条例の規定の例により行うことができる。